

第4次十和田市ごみ減量行動計画

令和3年度～令和5年度



令和3年12月

十和田市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1-1 計画策定の背景と趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画期間	2
1-4 計画の評価・公表	2
第2章 ごみ排出量とリサイクルの状況	3
2-1 ごみ排出量の推移	3
2-2 1人1日当たりのごみ排出量	5
2-3 ごみの内訳	7
2-4 リサイクルの取組み状況	8
① 資源ごみ行政回収	
② 資源集団回収事業	
③ 使用済小型電子機器等の回収事業	
④ 有用金属の回収(十和田ごみ焼却施設)	
⑤ ごみの焼却灰のセメント原料化事業(十和田ごみ焼却施設)	
第3章 第3次行動計画の実績と総括	12
【実践1】ごみ減量化の推進	12
【実践2】リサイクルの推進	13
【実践3】3Rに関する意識啓発の推進	15
第3次行動計画の取組概要と評価、実績値からの考察	16
第4章 第4次行動計画の目標	17
4-1 1人1日当たりのごみ排出量の目標値	17
4-2 リサイクル率の目標値	18
第5章 目標達成に向けた施策	19
実践1 生ごみ減量化の推進	20
実践1.1 バイオマス生ごみ処理施設の活用による事業系生ごみの減量	
実践1.2 家庭で取組む生ごみの減量	
実践2 リサイクルの推進	22
実践2.1 資源回収事業・店頭回収の推進	
実践2.2 事業系紙ごみのリサイクル推進	
実践3 意識啓発の推進	24
実践3.1 リフューズ(発生回避)を加えた4Rの推進	
実践3.2 食品ロス削減運動の推進	
実践3.3 地域の中でのリユース活動の促進	

1-1 計画策定の背景と趣旨

高度成長期からの大量生産・大量消費・大量廃棄という大量消費型社会は、ごみを大量に排出し、その処分による二酸化炭素の排出と地球温暖化の進行、天然資源の枯渇の懸念、最終処分場のひっ迫など様々な問題を起こし、日々深刻化しています。

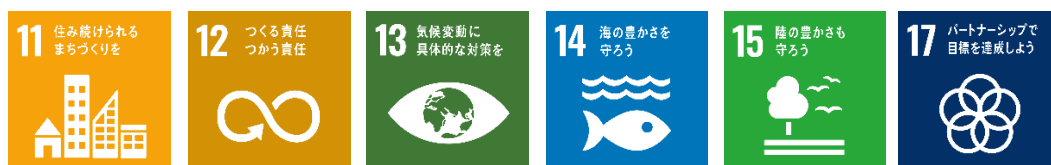
こうしたことから、美しい地球環境を守り、次世代へ引き継いでいくために、これまでの大量消費型社会から脱却し、循環型社会の形成を推進するため、国は、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」（以下「基本法」という。）を制定しました。

基本法における循環型社会とは、廃棄物の発生を抑制し、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会です。

市では、平成22年に「十和田市ごみの減量化等に向けた行動計画」を策定し、これまでにリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の3Rを基調とし、循環型社会の形成に向けて、市民・事業者・行政の三者が行う様々な施策を展開してまいりました。

この度策定する第4次十和田市ごみ減量行動計画（以下、「行動計画」という。）では、第3次行動計画の取組状況や令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」、基本法の趣旨を踏まえ、これまでの3Rにリフューズ（発生回避）を加えた、より環境負荷の少ない4Rを基調とし、市民・事業者・行政の三者による連携、横断的な取組を進めます。

また、本行動計画は、SDGs（持続可能な開発目標）のうち、4Rの推進によって生産や消費行動を持続可能なものとしていくことで、「12 つくる責任つかう責任」に貢献するほか、循環型社会形成を実現し、持続可能な社会づくりを進め、自然環境を守ることにより、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」、「14 海の豊かさを守ろう」、「15 陸の豊かさを守ろう」に繋げるものです。なお、取組の推進に当たっては、市民、事業者等の連携・協働が不可欠なことから「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を大切にします。



1-2 計画の位置づけ

本計画は、平成29年度から令和元年度までの第3次行動計画の具体的施策の効果の検証に基づいて、必要な見直しを行い、ごみ減量や資源化に関する具体的な次期行動計画として策定するものです。

この計画は、ごみ減量や資源化を進める指針となるもので、市民・事業者・行政が協働で取り組み、目標を達成するための実行計画です。

1-3 計画期間

第4次行動計画の対象期間は、令和3年度から令和5年度までの3ヶ年とします。

また、国の法制度や施策、社会経済状況等の変化によっては、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
第1次行動計画			第2次行動計画			第3次行動計画			検証期間	第4次行動計画		

1-4 計画の評価・公表

行動計画の実施状況や数値目標の達成状況等をまとめ、十和田市生活環境保全審議会に報告し、評価するとともに、広報や市ホームページで公表します。

第2章 ごみ排出量とリサイクルの状況

2-1 ごみ排出量の推移

本市のごみは、近隣の1市3町1村（十和田市・六戸町・おいらせ町・五戸町・新郷村）で構成される十和田地域広域事務組合で処理しています。

本市のごみ排出量は、第3次行動計画の最終年度である令和元年度では22,705トンとなっており、第2次行動計画の最終年度である平成28年度の22,794トンと比較すると、89トン（約0.4%）減少しました。[表-1]

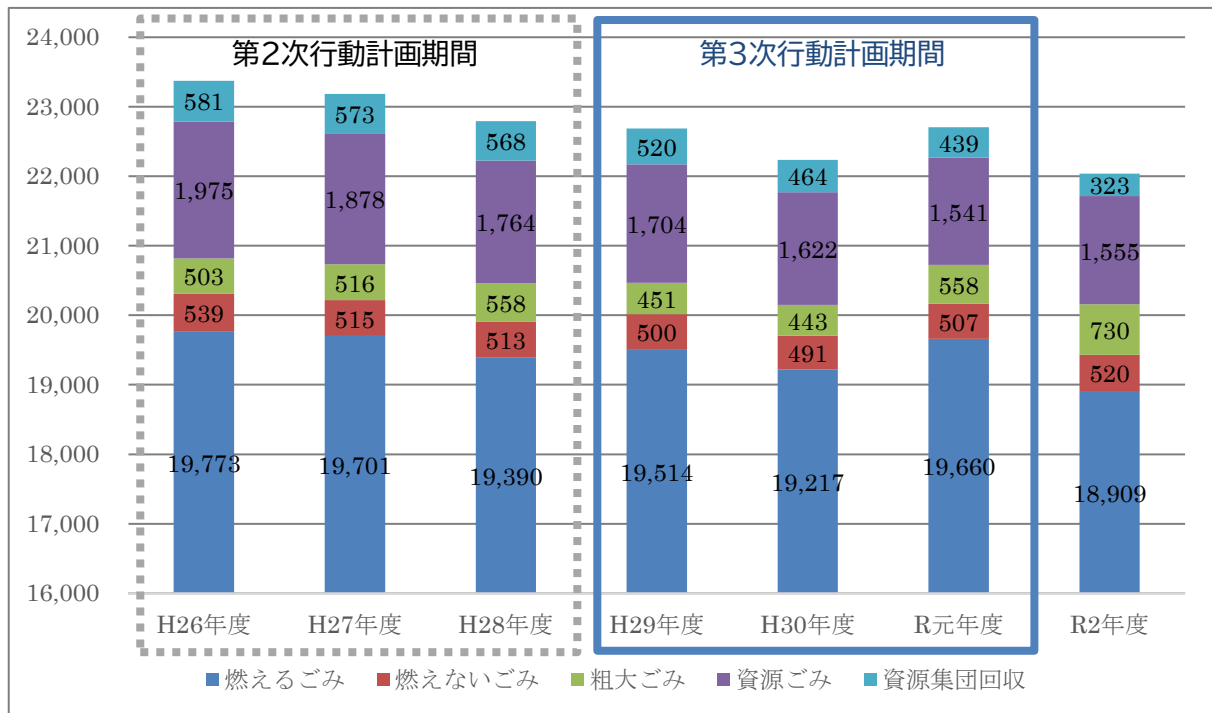
ごみの排出量は、各家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業所から排出される「事業系ごみ（産業廃棄物を除く）」の合計で算出され、令和元年度の家系系ごみは15,042トンとなっており、平成28年度の15,175トンと比較すると、133トン（約0.9%）減少しました。しかしながら、事業系ごみは7,663トンとなっており、平成28年度の7,618トンと比較すると、45トン（約0.6%）増加しました。[グラフ-2]

[表-1] ごみ排出量の推移（単位：t）

※表中、()は前年度比

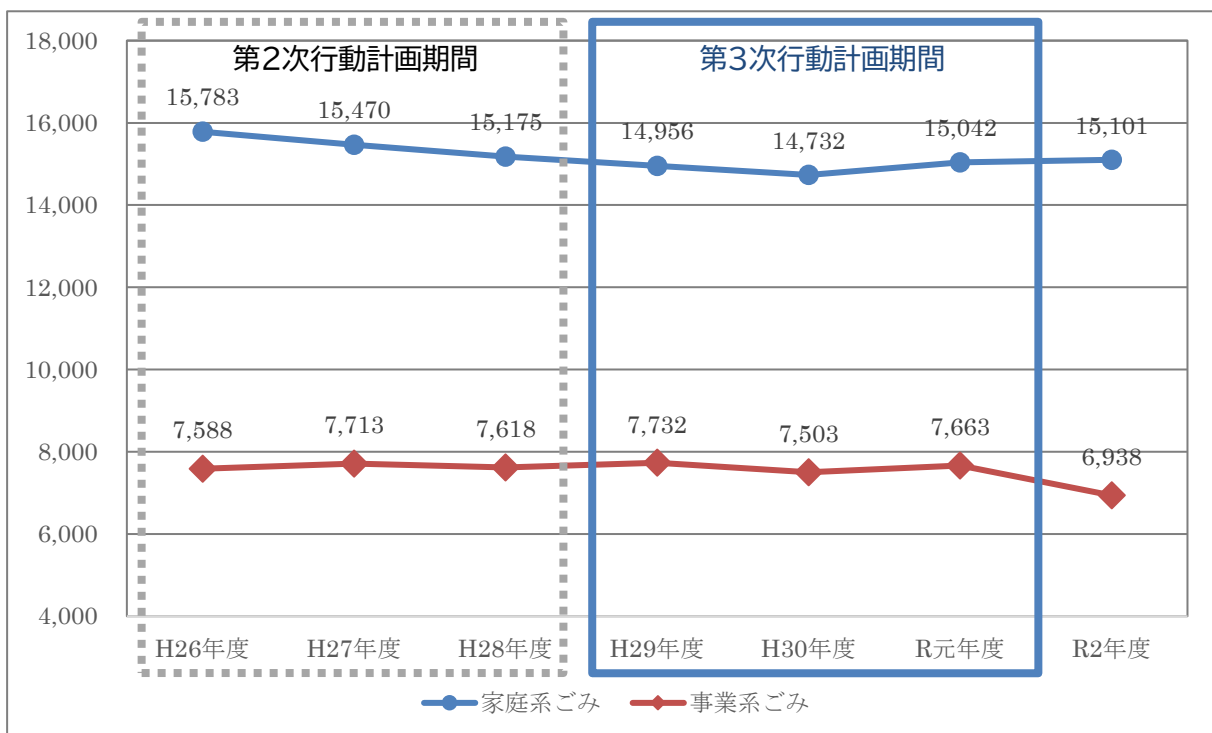
区分	年度	第2次行動計画期間			第3次行動計画期間			R2年度
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
人口		64,166人	63,563人 (▲603)	63,014人 (▲549)	62,372人 (▲642)	61,768人 (▲604)	61,158人 (▲610)	60,485人 (▲673)
燃えるごみ		19,773	19,701 (▲72)	19,390 (▲311)	19,514 (124)	19,217 (▲297)	19,660 (443)	18,909 (▲751)
燃えないごみ		539	515 (▲24)	513 (▲2)	500 (▲13)	491 (▲9)	507 (16)	520 (13)
粗大ごみ		503	516 (13)	558 (42)	451 (▲107)	442 (▲9)	558 (116)	730 (172)
資源ごみ		2,555	2,450 (▲105)	2,331 (▲119)	2,222 (▲109)	2,084 (▲138)	1,978 (▲106)	1,878 (▲100)
	うち資源 集団回収	580	572 (▲8)	567 (▲5)	518 (▲49)	462 (▲56)	437 (▲25)	323 (▲114)
	うち使用済小 型家電回収	1	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (1)	2 (0)	2 (0)
合計		23,371	23,183 (▲188)	22,794 (▲389)	22,689 (▲105)	22,235 (▲454)	22,705 (470)	22,039 (▲666)
内訳	家庭系	15,783	15,470 (▲313)	15,175 (▲295)	14,956 (▲219)	14,732 (▲224)	15,042 (310)	15,101 (59)
	事業系	7,588	7,713 (125)	7,618 (▲95)	7,732 (114)	7,503 (▲229)	7,663 (160)	6,938 (▲725)

[グラフー1] 各種ごみ排出量の推移（単位：t）



※使用済小型電子機器等(小型家電)の回収量は、資源集団回収量に含む

[グラフー2] 家庭系ごみと事業系ごみの排出量の推移（単位：t）



2-2 1人1日当たりのごみ排出量

ごみの排出量は人口の増減に影響を受けることから、市民1人が1日に排出するごみの量で見えますと、令和元年度の1人1日当たりのごみ排出量は1,014グラムであり、平成28年度の991グラムより23グラム増加しています。[表-2]

内訳としては、家庭系ごみが令和元年度は672グラムであり、平成28年度の660グラムと比較すると12グラム増加しています。事業系ごみは、令和元年度は342グラムであり、平成28年度の331グラムと比較すると11グラム増加しています。

また、令和元年度における1人1日当たりのごみ排出量を県平均や全国平均と比較すると、本市は青森県平均の1,003グラムより11グラム多く、全国平均の918グラムより68グラム多い状況です。[グラフ-3]

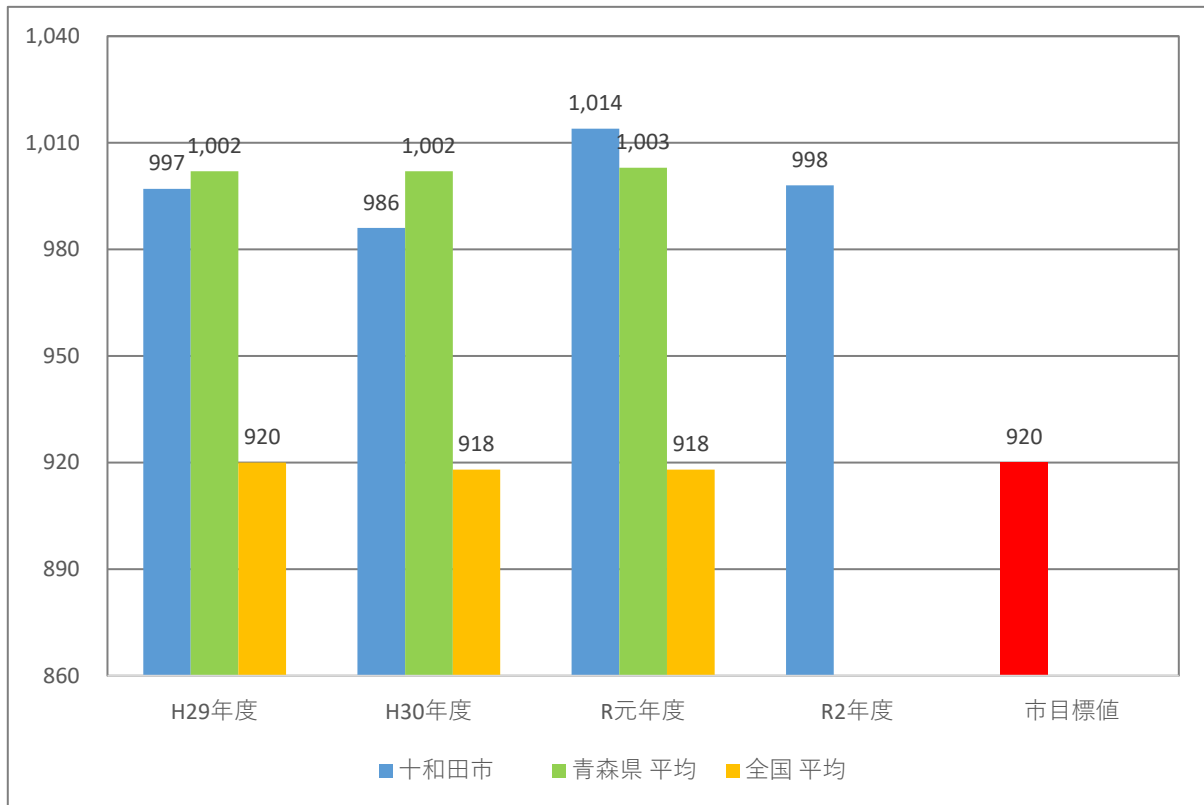
[表-2] 1人1日当たりのごみ排出量の推移（単位：g）

※表中、()は前年度比

区分	年度	第2次行動計画期間			第3次行動計画期間			R2年度
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
十和田市	家庭系	674	665 (▲9)	660 (▲5)	657 (▲3)	653 (▲4)	672 (19)	684 (12)
	事業系	324	332 (8)	331 (▲1)	340 (9)	333 (▲7)	342 (9)	314 (▲28)
	計	998	997 (▲1)	991 (▲6)	997 (6)	986 (▲11)	1,014 (28)	998 (▲16)
青森県	家庭系	713	696 (▲17)	678 (▲18)	680 (2)	680 (0)	682 (2)	公表前
	事業系	333	330 (▲3)	326 (▲4)	322 (▲4)	322 (0)	321 (▲1)	
	計	1,046	1,026 (▲20)	1,004 (▲22)	1,002 (▲2)	1,002 (0)	1,003 (1)	
全国	家庭系	668	661 (▲7)	646 (▲15)	641 (▲5)	638 (▲3)	638 (0)	
	事業系	279	278 (▲1)	278 (0)	279 (1)	280 (1)	280 (0)	
	計	947	939 (▲8)	924 (▲15)	920 (▲4)	918 (▲2)	918 (0)	

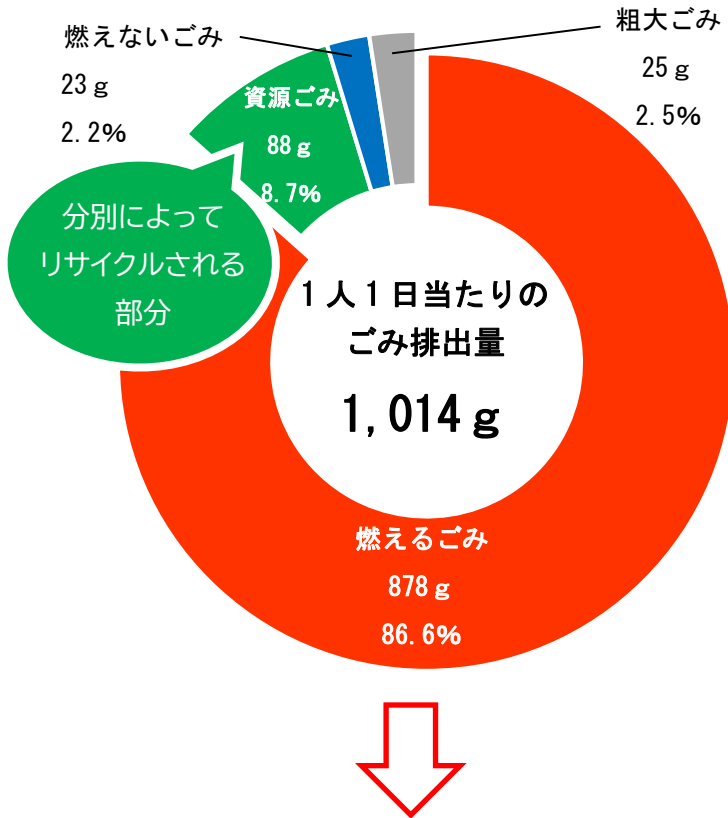
1人1日当たりのごみ排出量＝ごみの総排出量÷年間日数÷人口

[グラフー3] 1人1日当たりのごみ排出量の推移（単位：g）



2-3 ごみの内訳

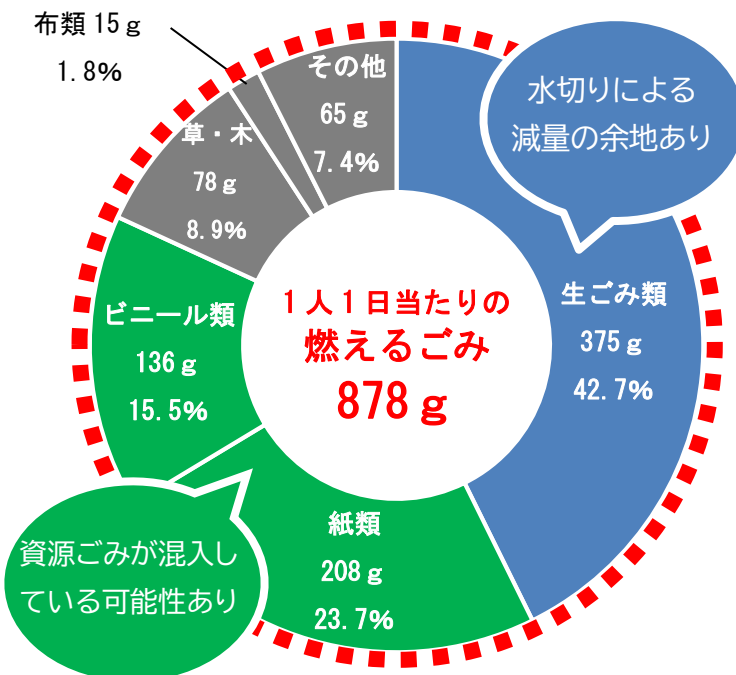
〔グラフー4〕 ごみ排出量の割合（R元年度）



令和元年度に排出されたごみの内訳は、燃えるごみが全体の約87%を占め、次に分別された資源ごみ（資源集団回収含む）が約9%となっています。

今後、更なるごみの減量を進めるためには、燃えるごみを減量することが必要です。〔グラフー4〕

〔グラフー5〕 燃えるごみの組成割合（R元年度）



燃えるごみの組成割合は、生ごみ類が最も多く、約43%を占めています。

次に紙類が約24%、ビニール類が約16%となっており、これらを合わせると約40%のごみに資源化できるものが含まれています。

今後、燃えるごみを減量するためには、生ごみ類の水切りや、紙類・ビニール類の適正分別、草・木を乾燥することが必要です。〔グラフー5〕

（出典）十和田地域広域事務組合資料より

2-4 リサイクルの取組み状況

本市のリサイクル率の状況は、令和元年度は21.1%となっており、平成28年度の22.2%と比較すると、1.1ポイント減少しました。[表-3]

令和元年度におけるリサイクル率を青森県平均及び全国平均と比較すると、本市は上回っています。[グラフ-6]

青森県平均及び全国平均よりリサイクル率が高い理由としては、十和田粗大ごみ処理施設で燃えないごみと粗大ごみの中から金属を取り出し資源化していることと（表中④）、十和田ごみ焼却施設の焼却灰をセメントの原料化としていること（表中⑤）による処理施設回収分がリサイクル率の58%を占め、リサイクル率の増加に大きく寄与しています。

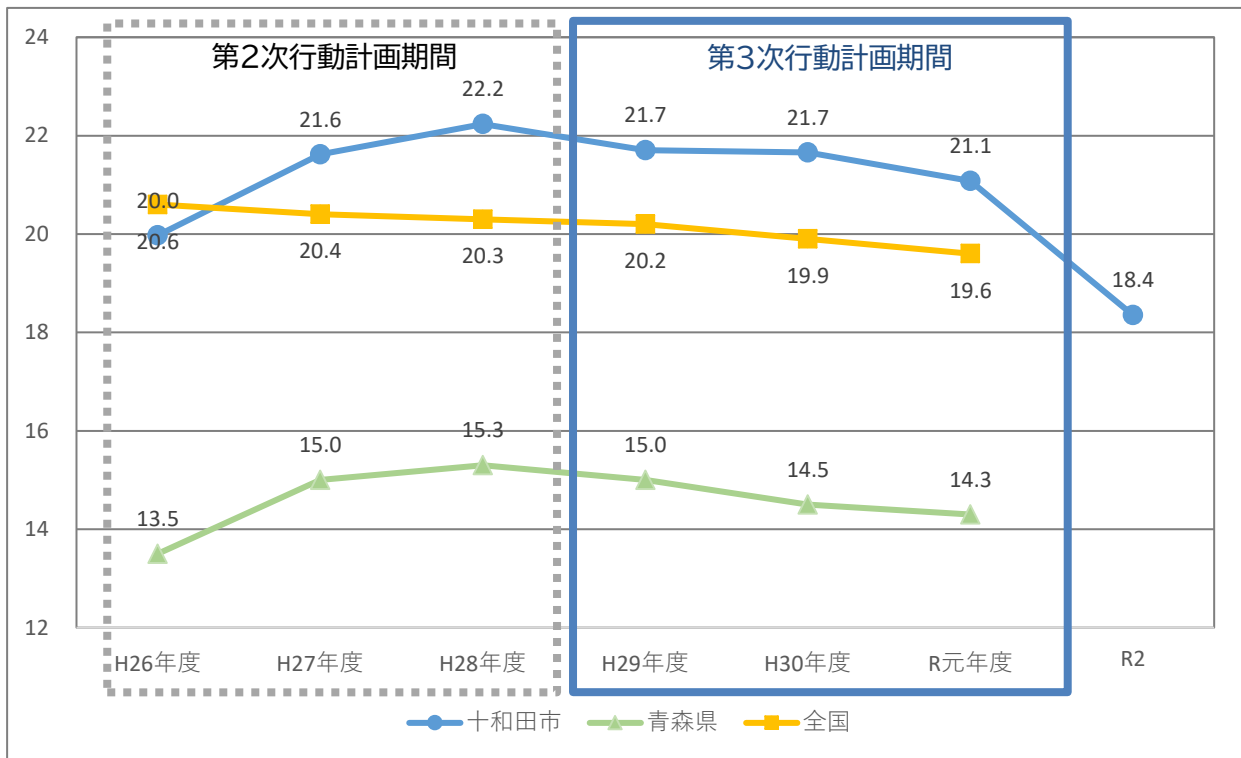
[表-3] リサイクル率、資源化量の推移（単位：t）

※表中、（ ）は前年度比

区分	第2次行動計画期間			第3次行動計画期間			R2年度
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
㊤ごみ総排出量	23,371	23,183 (▲188)	22,794 (▲389)	22,689 (▲105)	22,235 (▲454)	22,705 (470)	22,039 (▲666)
①資源ごみ行政回収	1,901	1,818 (▲83)	1,699 (▲119)	1,593 (▲106)	1,577 (▲16)	1,488 (▲89)	1,509 (21)
②資源集団回収量	579	572 (▲7)	568 (▲4)	518 (▲50)	462 (▲56)	437 (▲25)	323 (▲114)
③使用済小型電子機器等	1	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (1)	2 (0)	2 (0)
④不燃ごみと粗大ごみから回収した有用金属	262	290 (28)	285 (▲5)	288 (3)	274 (▲14)	320 (46)	361 (41)
⑤焼却灰のセメント原料化	1,925	2,330 (405)	2,515 (185)	2,524 (9)	2,501 (▲23)	2,540 (39)	1,850 (▲690)
㊤資源化量の計	4,668	5,011 (343)	5,068 (57)	4,924 (▲144)	4,816 (▲108)	4,787 (▲29)	4,045 (▲742)
リサイクル率	20.0%	21.6% (1.6)	22.2% (0.6)	21.7% (▲0.5)	21.7% (0)	21.1% (▲0.6)	18.4% (▲2.7)
一般回収分 ①+②+③	10.6%	10.3% (▲0.3)	9.9% (▲0.4)	9.3% (▲0.6)	9.2% (▲0.1)	8.5% (▲0.7)	8.4% (▲0.1)
処理施設回収分 ④+⑤	9.4%	11.3% (1.9)	12.3% (1.0)	12.4% (0.1)	12.5% (0.1)	12.6% (0.1)	10.0% (▲2.6)

$$\text{リサイクル率（\%）} = \text{㊤資源化量の計} \div \text{㊤ごみ総排出量} \times 100$$

[グラフー6] リサイクル率の推移（単位：％）



① 資源ごみ行政回収

家庭から排出される資源ごみは、缶類・びん類・紙類・ペットボトル・その他のプラスチック製容器包装の5種類に分別して回収しています。

令和元年度の回収量は1,539トンで平成28年度の1,764トンと比較し、225トンの減少となっています。資源化量では、令和元年度は平成28年度と比較すると211トンの減少となっています。[表ー4]

[表ー4] 資源ごみの回収量と資源化量（単位：t）

区分	年度	第2次行動計画期間			第3次行動計画期間			R2年度
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
缶		215	191	191	189	189	189	207
びん		634	628	588	581	545	515	498
紙類		817	756	675	615	569	512	514
ペットボトル		135	131	134	136	138	141	144
その他プラスチック		174	172	176	183	181	182	192
回収量合計		1,975	1,878	1,764	1,704	1,622	1,539	1,555
資源化量※		1,901	1,818	1,699	1,593	1,577	1,488	1,509

※資源化量とは、回収された資源ごみの中から不純物を取り除き、リサイクルされる量

② 資源集団回収事業

市では、ごみの減量化と市民のごみ処理に対する認識を高めるため、登録制による資源集団回収事業を実施しています。

主な活動団体は、町内会や子ども会、老人クラブなどで、平成 21 年度から資源物（有価物）1 kgあたりにつき、3円の奨励金を交付しています。

令和元年度の回収量は 437 トンで平成 28 年度の 568 トンと比較し、131 トンの減少となっています。[表-5]

[表-5] 資源集団回収の実績

区分	年度	第 2 次行動計画期間			第 3 次行動計画期間			R2 年度
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	
交付団体数		65	63	74	70	73	74	68
交付額(千円)		1,739	1,715	1,702	1,554	1,386	1,310	969
回収量	ビン類(t)	7	6	7	6	5	5	3
	金属類(t)	35	35	41	38	35	34	33
	紙類(t)	537	531	520	474	422	398	287
	繊維類(kg)	53	154	205	73	140	29	-
	合計(t)	579	572	568	518	462	437	323

③ 使用済小型電子機器等の回収事業

市では、平成 26 年 1 月 6 日から使用済小型電子機器等（小型家電）を回収し、認定事業者による再資源化事業を実施しています。

令和元年度の回収量は 1,890 kg で平成 28 年度の 1,214 kg と比較し、676 kg の増加となっています。[表-6]

[表-6] 使用済小型電子機器等回収の実績

区分	年度	第 2 次行動計画期間			第 3 次行動計画期間			R2 年度
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	
設置箇所数(ヶ所)		13	14	14	14	14	14	13
設置台数(台)		15	15	15	15	15	15	14
回収量(kg)		981	1,332	1,214	1,443	1,698	1,890	1,830

④ 有用金属の回収(十和田ごみ焼却施設)

十和田粗大ごみ処理施設では、燃えないごみと粗大ごみの中から金属を取り出し、資源化しています。

令和元年度の資源化量は320トンで平成28年度の285トンと比較し、35トンの増加となっています。[表-7]

[表-7] 燃えないごみと粗大ごみから回収した有用金属の資源化量(単位:t)

区分	年度	第2次行動計画期間			第3次行動計画期間			R2年度
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
燃えないごみ		540	515	513	500	491	507	520
粗大ごみ		503	517	558	451	442	558	730
合計		1,043	1,032	1,071	951	933	1,065	1,250
資源化量		262	290	285	288	274	320	361

⑤ ごみの焼却灰のセメント原料化事業(十和田ごみ焼却施設)

十和田ごみ焼却施設では、平成23年度から燃えるごみを焼却処理した焼却灰をセメントの原料とする事業を実施しています。

令和元年度のセメント原料化量は2,540トンで平成28年度の2,515トンと比較し、25トンの増加となっています。[表-8]

[表-8] 焼却灰のセメント原料化量(単位:t)

区分	年度	第2次行動計画期間			第3次行動計画期間			R2年度
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
燃えるごみ		19,773	19,701	19,390	19,514	19,217	19,660	18,910
セメント原料化量		1,925	2,330	2,515	2,524	2,501	2,540	1,850

第3章 第3次行動計画の実績と総括

第3次行動計画で掲げた3つの実践項目と行動計画期間中の実績値を検証し、第4次行動計画の施策に反映します。

【実践1】ごみ減量化の推進

	施策	取組概要	評価
行政	生ごみ減量の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティセンターまつりで水切りグッズを配布。 ●市広報で生ごみの水切りを呼びかけました。(8回掲載) 	●定期的な呼びかけをしましたが、生ごみの減量にはつながりませんでした。
	ディスポーザ設置の推進	●公共下水道の拡張工事区域にあわせて周知。	●周知は限定的でした。
市民	発生抑制(リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> ●マイバッグの持参 ●詰め替え商品の購入 	●レジ袋の有料化に伴い、マイバッグの持参が市民に浸透してきました。
	再使用(リユース)	●着られるが不要な衣類を回収	●衣類回収が市民に浸透し、回収量が増加しました。
事業者	発生抑制(リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の少ない商品を製造する工夫 ●使い捨て製品の製造の自粛 ●包装材、梱包材の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者への呼びかけは実施できませんでした。 ●事業系ごみの不適正排出事業者へ指導を行いました。
	再使用(リユース)	<ul style="list-style-type: none"> ●使用済み製品や部品の再使用 ●容器包装資材等の再使用 	

【実践2】リサイクルの推進

	施策	取組概要	評価
行政	使用済小型電子機器等の回収	<ul style="list-style-type: none"> ●使用済小型電子機器等の回収 ●公共施設、小売店等に15台の回収ボックスを設置。 	●呼びかけを定期的に行い、回収量の増加につながりました。
	資源集団回収	●市広報で集団回収事業の参加を呼びかけました。	●参加団体は増加しましたが、回収量は減少傾向でした。
	雑紙リサイクルに向けた取組の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●市広報で紙ごみの回収方法や古紙リサイクルセンター等の利用を呼びかけました。 ●随時、電話による問い合わせに対応しました。 	●古紙リサイクルセンターにおける古紙回収量は、平成30年度まで増加傾向でしたが、令和元年度は減少しました。
	衣類・布類の回収	<ul style="list-style-type: none"> ●回収拠点を4か所から5か所に増やしました。 ●市広報で衣替えの時期に合わせて衣類などの回収を呼びかけました。 	●衣類回収の取組みが市民に浸透し、回収量の増加につながりました。
	資源ごみの店頭回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●小売店での店頭回収拠所の増設について調査検討しました。 ●店小売店での店頭回収の促進の呼びかけ、店頭回収量の調査を行い、回収量を把握しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●調査検討の結果、店頭回収の店舗数は増やせませんでした。 ●店頭回収の呼びかけは限定的でした。
	オフィス町内会への加入促進	●市広報でオフィス町内会への加入、事業系紙ごみの回収を呼びかけました。	●市内82事業者がオフィス町内会に加入し、古紙回収量は増加しました。(令和元年度末時点)
	機密文書のリサイクル	●市庁舎から排出される廃機密文書を焼却処分から出張シュレッダー車による再資源化処理に変更しました。	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年度より再資源化処理を開始しました。 ※再資源化処理量 【H30: 17,438kg】 【R元: 9,410kg】
	野菜くずのリサイクルに向けた取組の研究	●家庭からの生ごみ回収について民間施設と協議し、事業実施に向けての課題を整理しました。	●今後も事業実施に向けて調査研究を進めます。

	施策	取組概要	評価
市民	再生利用 (リサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> ●可能な限り資源ごみを分別して排出 ●資源集団回収事業に積極的に参加 ●資源ごみや使用済小型電子機器等は、小売店等の店頭回収を活用 ●古紙は、店頭回収や無料で利用できる古紙リサイクルセンター等を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ●資源集団回収実施団体の増加につながりました。 ●古紙や資源ごみの店頭回収が浸透しました。
事業者		<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル製品の販売 ●使用済製品の回収ボックス等の設置 ●古紙回収において、オフィス町内会や古紙リサイクルセンターを活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●年々、十和田地区オフィス町内会の加入事業者が増えています。令和元年度末時点では、市内 82 事業者が加入しています。

【実践3】 3Rに関する意識啓発の推進

	施策	取組概要	評価
行政	ごみ減量や3R取組の推進の周知	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみに関する情報を公表 ●市広報で毎月、ごみの減量を呼びかけました。(計36回) ●ごみカレンダー、ごみガイドブックの全戸配布を行いました。 ●市庁舎窓口で転入者への説明や北里大学レクにて大学生にごみの出し方を説明しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの現状の周知、ごみを減量することの必要性の周知ができました。
	廃棄物減量等推進員を対象とした、ごみに関する勉強会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量に向けた勉強会の実施 ●廃棄物減量等推進員の委嘱時に全体説明会を開催しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●勉強会は実施できませんでした。
	ふるさと出前きらめき講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量や正しい分別方法を周知するために、町内会や老人クラブ等に対して6回の出前講座を開催しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●3Rをテーマに市民団体が主催する講座の開催につながりました。
	事業系ごみの削減に向けた普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年、市広報で事業系ごみの適正処理とオフィス町内会を利用した紙ごみの回収を呼びかけました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内82事業者がオフィス町内会に加入し、古紙回収量は増加しました。
	循環型社会形成に向けた環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の保育施設で「リサイクル教室」を71回開催しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年、保育施設での環境教育の開催が定着しました。
	ごみ分別アプリ導入の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年11月1日に「十和田市版ごみ収集アプリ」の配信を開始しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●アプリの導入により、市民サービスの向上につながりました。
市民	3Rについての意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ●町内会や老人クラブ等に出前講座を開催しました。 ●市内の保育施設で「リサイクル教室」を71回開催しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●3Rをテーマに市民団体が主催する講座の開催につながりました。 ●毎年、保育施設での環境教育の開催が定着しました。
事業者		<ul style="list-style-type: none"> ●広報でリユース、リサイクルが困難なものは適正に処分する、グリーン購入の実践などを呼びかけました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者を対象にした効果的な周知啓発は実施できませんでした。

【第3次行動計画の取組概要と評価、実績値からの考察】

以上、第3次行動計画の実践概要と評価、そして実績値から考察した内容は次のとおりです。この考察をもとに、第4次行動計画の施策を検討します。

項目	結果	考察
実践1 ごみ減量化の推進	<p>(実践概要と評価より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に家庭への呼びかけをしましたが、生ごみは減少しませんでした。 ・事業者へごみ減量の働きかけができませんでした。 <p>(実績値より)</p> <p>ごみ排出量の87%を占める燃えるごみの組成は、43%が生ごみ類、39%が紙類・ビニール類でした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・燃えるごみでは、生ごみの水切りと、紙類・ビニール類を資源ごみに適正に分別することによりごみの減量の可能性が考えられます。 ・生ごみを焼却処分から資源に活用することにより、ごみの減量が可能であると考えます。 ・『食材は使い「きる」、料理は食べ「きる」、生ごみは水気を「きる」の「3つのきる」』の、より効果的な啓発が望まれます。 ・生ごみの減量として、家庭系の生ごみと事業系の生ごみ、それぞれに向けた取組みがより効果的と考えます。
実践2 リサイクルの推進	<p>(実践概要と評価より)</p> <p>事業系紙ごみのリサイクルについて、オフィス町内会の加入は増加傾向にあります。</p> <p>(実績値より)</p> <p>資源ごみの行政回収量と資源集団回収量が減少しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集団回収事業の先行事例を調査し、実施団体の後押しをすることで、事業の活性化に繋がるものと考えます。 ・店頭回収の情報提供を継続し、分別の意識付け、リサイクル意識の醸成を図ります。 ・事業者に対し、リサイクルルートの活用を促すことにより、事業者の意識の向上が図られます。
実践3 3Rに関する意識啓発の推進	<p>(実践概要と評価より)</p> <p>衣類回収の拠点を増やし、周知啓発を行った結果、回収量の増加につながりました。</p> <p>(実績値より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみの排出量が増加傾向にあります。 ・使用済小型電子機器の回収量が増加傾向にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの3Rにリフューズを加えた4Rを推進することにより、より環境に負担の少ない、ごみ減量に効果的な意識の醸成が図られます。 ・粗大ごみの排出量が増加傾向にあることから、リユースの仕組みづくりがごみの減量とリユース意識の形成に効果的であると考えます。

第4章 第4次行動計画の目標

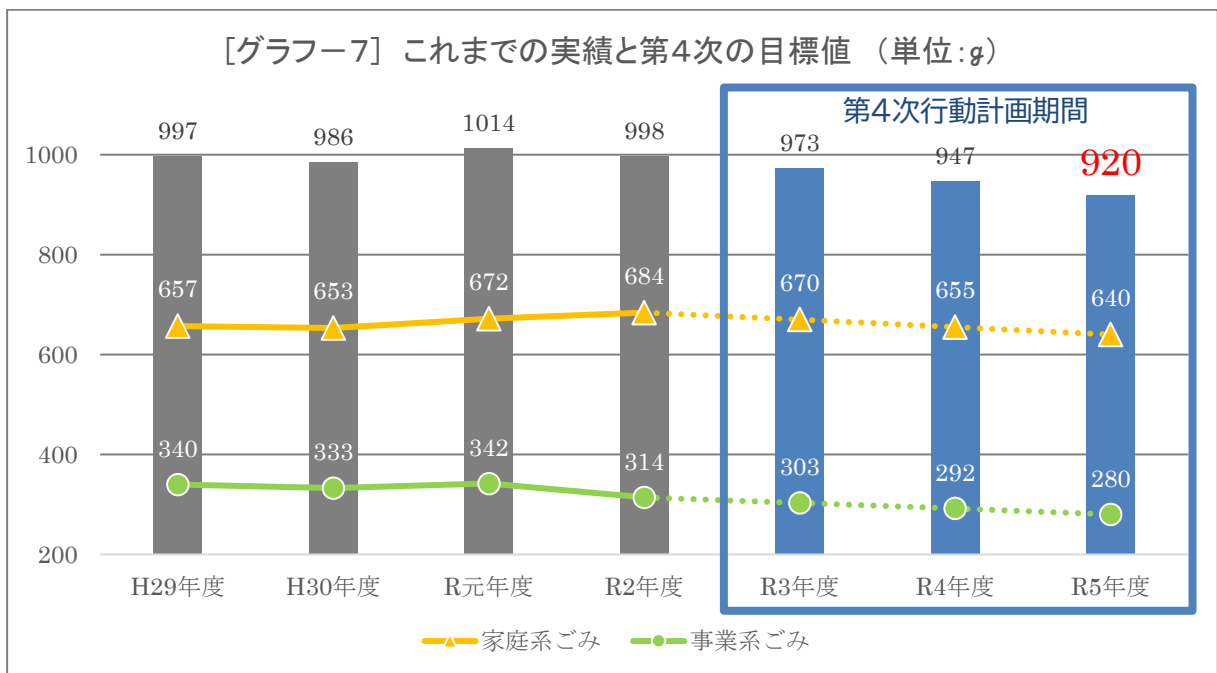
4-1 1人1日当たりのごみ排出量の目標値

第3次ごみ減量行動計画の目標値を継続し、次のとおり目標値を設定します。

ごみ排出量の目標

- 令和5年度までに、1人1日当たりのごみ排出量を**920g以下**とする。

排出量 (g)	実績値				第4次行動計画目標値		
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
家庭系	657	653	672	684	670	655	640
事業系	340	333	342	314	303	292	280
合計	997	986	1,014	998	973	947	920



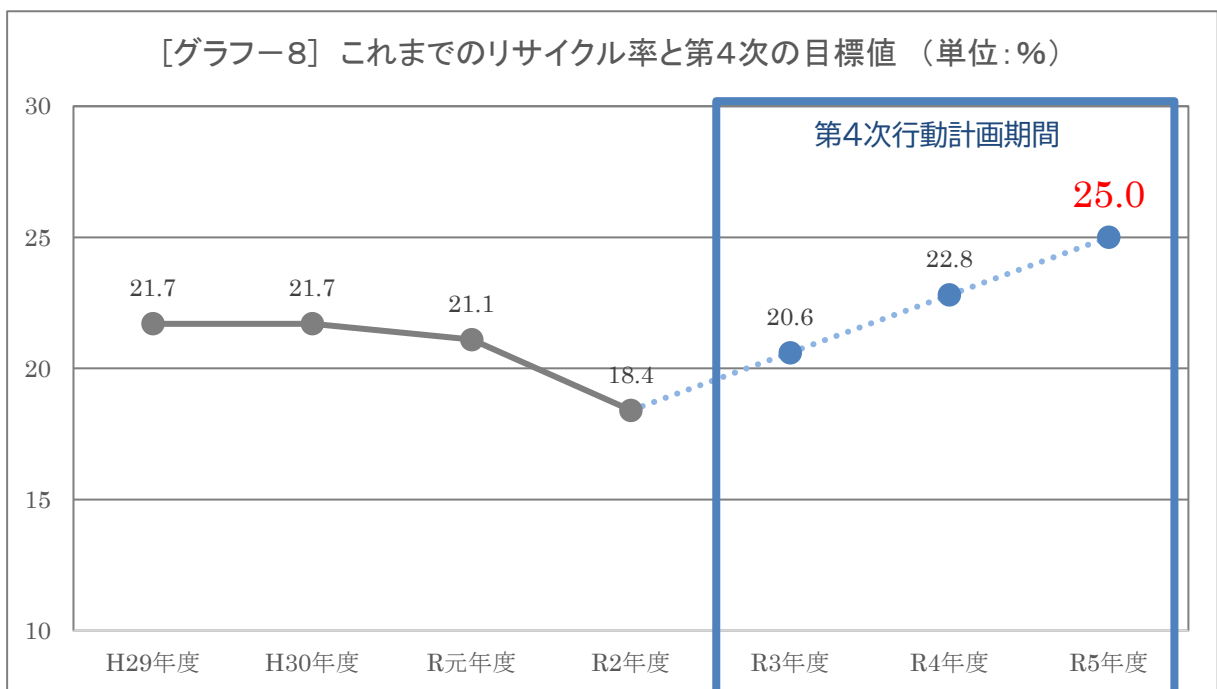
4-2 リサイクル率の目標値

第3次ごみ減量行動計画の目標値を継続し、次のとおり目標値を設定します。

リサイクル率の目標

- 令和5年度までに、リサイクル率を**25%以上**とする。

リサイクル率 (%)	実績値				第4次行動計画目標値		
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	21.7	21.7	21.1	18.4	20.6	22.8	25.0



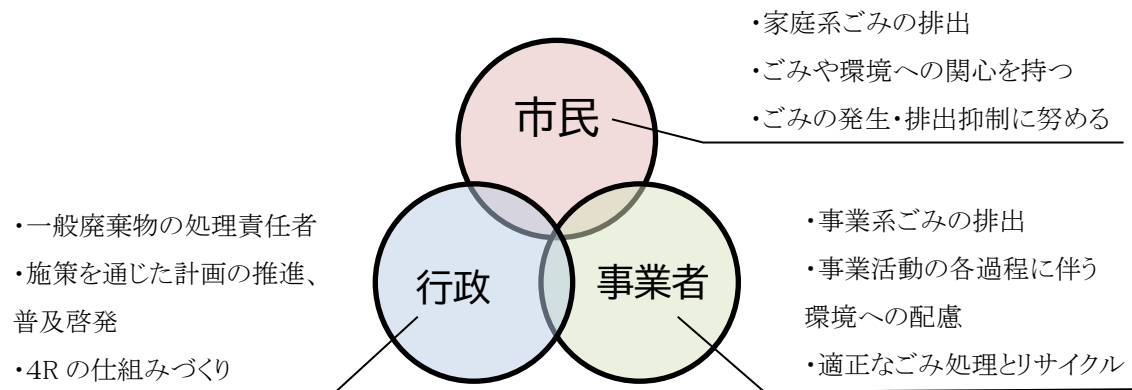
第5章 目標達成に向けた施策

第4次行動計画の目標達成を目指し、**市民・事業者・行政の三者が連携し**、それぞれの役割を明確にしたうえで、3つの実践内容に基づいた具体的な取組みを推進します。[図-1]

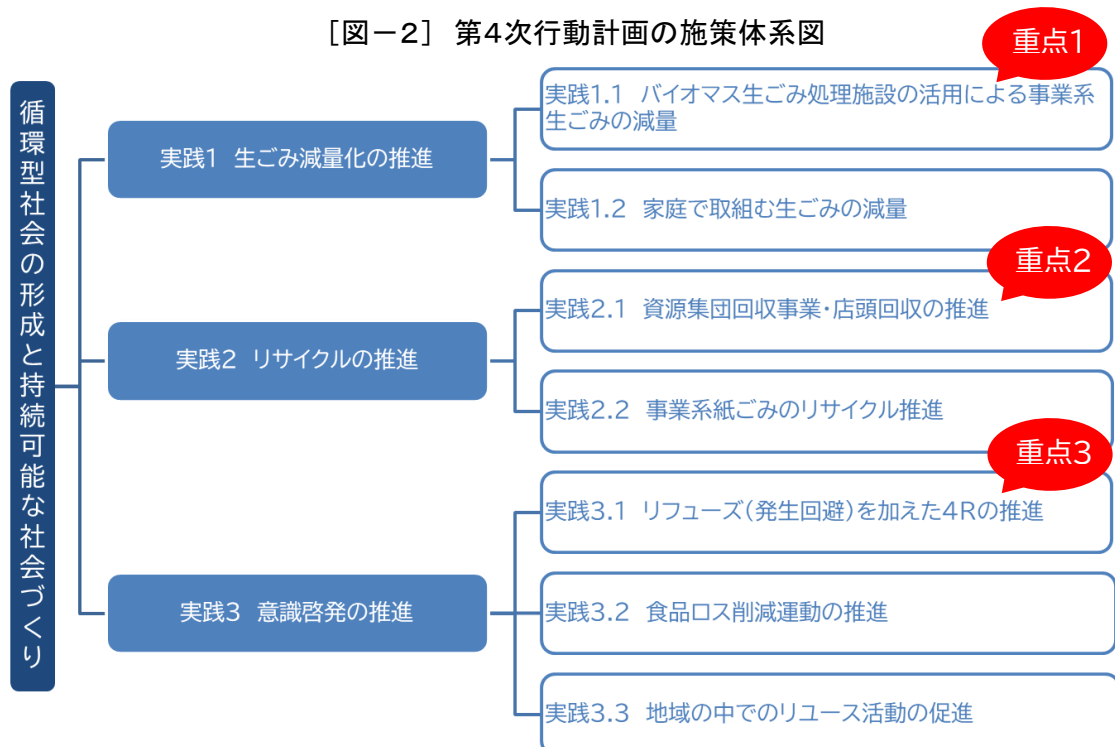
第4次行動計画の施策体系は、[図-2]のとおりです。第4次行動計画では、3つの実践内容に合わせた具体的施策を設定し、その中でも**重点的・優先的に**取組む施策（重点施策）を設定しました。

なお、3つの実践内容は第3次行動計画のものを踏襲していますが、実践1「ごみ減量化の推進」については、第4次行動計画において「生ごみ減量化の推進」と見直し、ごみの減量化にさらに効果的な生ごみに特化した施策としています。

[図-1] 市民・事業者・行政それぞれの役割



[図-2] 第4次行動計画の施策体系図



実践1 生ごみ減量化の推進



重点1

実践1.1 バイオマス生ごみ処理施設の活用による事業系生ごみの減量

事業活動から生じる生ごみや食品残さを、従来の焼却処分ではなくバイオマスに活用することで、ごみの減量と限りある資源の有効利用を図ります。

具体的な取組策

【対象とする事業系生ごみ】

- ・ 農業団体、大規模農家、食品加工業から排出される農作物残さ
- ・ 小売店や飲食店から排出される食品残さ、食品廃棄物
- ・ 給食事業者、介護施設や保育施設から排出される調理残さ、食べ残しなど

【取組方法】

- ・ 未利用事業者へヒアリングを行い、現状を把握
(生ごみの処分方法、種別、量、収集頻度、処理費用など)
- ・ 実際に利用している事業者へ聞き取り
(導入時の問題、その解決方法、実際の利用状況、課題など)
- ・ 先行事例の見学や実際の活用を想定したトライアル体験の実施

バイオマス発電生ごみ処理施設
(B-GET)



実践1.2 家庭で取組む生ごみの減量

生ごみ減量に効果的なディスポーザやコンポスト、生ごみ処理機の普及啓発を図るとともに、器具などの購入費用に対する「我が家の生ごみ減量補助金」を検討するなど、各家庭での生ごみ減量対策と意識付けを図ります。

具体的な取組策①

●「我が家の生ごみ減量補助金」の検討

各家庭それぞれのライフスタイルに応じた生ごみの減量を推進するため、ディスポーザやコンポスト、電動生ごみ処理機などの購入補助金を検討します。

【補助対象例】

- ・コンポスト
- ・段ボールコンポスト
- ・電動生ごみ処理機
- ・直投ディスポーザ



コンポスト



電動生ごみ処理機



ディスポーザ

具体的な取組策②

●お試し生ごみ減量体験の実施

生ごみを減らすことによるメリット（ごみ出し負担の軽減、匂い解消）を体験してもらい、購入補助金と合わせ生ごみ処理機の購入を促します。

- お試し体験① 電動生ごみ処理機の貸出し
- お試し体験② 直投式ディスポーザのデモンストレーション
- お試し体験③ 段ボールコンポストの作り方、実験レポートをホームページで紹介



実践2 リサイクルの推進

重点2

実践2.1 資源回収事業・店頭回収の推進

他自治体の実施体制、回収量と奨励金の関係を調査し、資源集団回収事業の活性化を図る。また、店頭回収については、より多くの市民が利用しやすいよう情報提供を行い、分別の意識付けを促します。

具体的な取組策①

●資源集団回収事業の見直し

- ・資源集団回収事業の支障となっている要因を調査します。
- ・資源集団回収事業の先事例を調査研究し、奨励金の見直しを検討します。

具体的な取組策②

●店頭回収拠点マップの活用

個人でリサイクルに取組みたい方向けに、店頭回収を行っている店舗を掲載したマップを配布します。

エコアクションお助けMAP



実践2.2 事業系紙ごみのリサイクル推進

事業系紙ごみを焼却処分することなく、リサイクルするように呼びかけを行います。

具体的な取組策①

●オフィス町内会の活用

- ・リサイクル可能な紙ごみを、オフィス町内会のリサイクルルートへ促します。
- ・未利用事業者へ支障となっている要因を聞き取り調査します。

具体的な取組策②

●機密文書のリサイクル推進

オフィス町内会でリサイクル対象外の機密文書について、出張シュレッダー車や溶解処理などのリサイクル方法を周知します。



出張シュレッダーの様子



実践3 意識啓発の推進

重点3

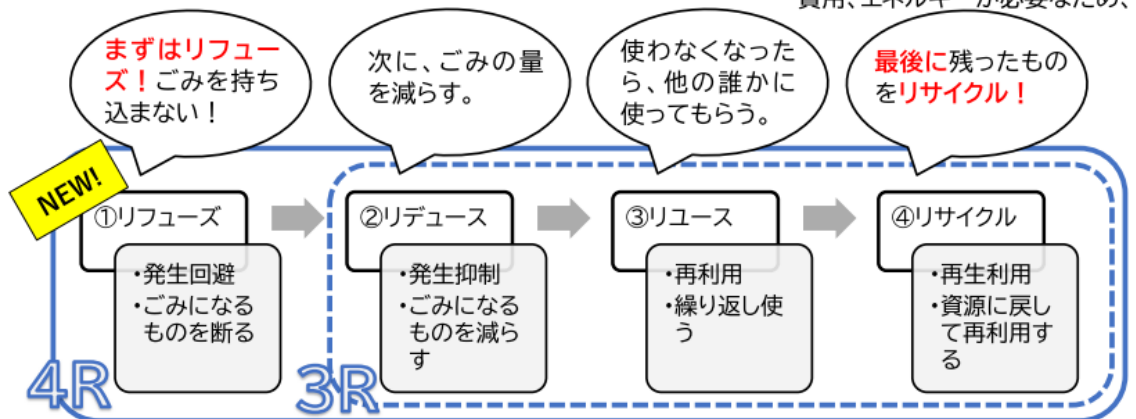
実践3.1 リフューズ(発生回避)を加えた4Rの推進

これまでの3R（リデュース、リユース、リサイクル）にリフューズを加えた4Rを推進し、ごみ減量により効果的な優先順位を意識した行動を呼びかけます。

具体的な取組策

身近な例を挙げ、具体的な4Rの周知を行います。

【図】4Rの優先順位



例) マイバッグやマイボトルの利用、割りばしを断るなど

例) 詰替え商品を選ぶ、食べ残しを減らす、生ごみの水切りなど

例) リサイクルショップやおさがりの活用など

例) 資源ごみの適正分別、資源集団回収、店頭回収など

実践3.2 食品ロス削減運動の推進

「てまえどり」や「3010(さんまるいちまる)運動」などの食品ロス削減のための取組みを推進します。

●てまえどり

購入後すぐに食べる場合など、商品棚の手前にあるもの（消費期限・賞味期限の短いもの）を積極的に購入することで食品ロス削減につながる購買活動のことです。消費者も買い方ひとつで協力できる「てまえどり」を啓発します。

●3010 運動（さんまるいちまるうんどう）

長野県松本市で始まった、会食、宴会等の乾杯後の30分とお開きの10分は自分の席に座り、おいしく料理を食べることで、食品ロスの削減を図るための運動であり、近年、全国的に普及しつつあります。

具体的な取組策①

- ・広報とわだに「てまえどり」のロゴを掲載し、市民への意識付けを促進します。
- ・コンビニエンスストア、スーパーマーケットの弁当や総菜などをイメージしたわかりやすいポスターやチラシを作成し配布します。



NO-FOODLOSS PROJECT

ろすのん



みんなで目指そう、地球にやさしいお買い物。



農林水産省



具体的な取組策②

- ・宴会シーズンにあわせ、広報とわだに3010運動について掲載し、食品ロス削減の意識付けを促進します。
- ・12月、1月の2カ月間は、県の実施する「もったいない！料理は食べきる強化月間」に連動し、宴会料理の食べ残し削減とあわせ、家庭での食品ロス削減の周知啓発も行います。



実践3.3 地域の中でのリユース活動の促進

必要な物を必要なとき、必要な人が利用できる情報サイトを導入し、市民のリユース意識の啓発を図り、家庭ごみの減量につなげます。

具体的な取組策①

●不用品交換サイトの活用

- ・ネット掲示板“ジモティー”は、月間1,000万人以上が利用する地域の情報サイト。市町村別の無料掲示板「売ります・あげます情報」で不用品をリユースできます。
- ・2021年10月1日現在で全国32の自治体が“ジモティー”と協定を締結しています。
- ・“ジモティー”の活用により、粗大ごみの減量と市民のリユース意識の向上を図ります。

ジモティーの使い方



無料でらくらく投稿できる!



その投稿に連絡がきたら



地元で直接渡そう!



具体的な取組策②

●子ども服おさがり会の企画

- ・すぐサイズアウトしてしまう子ども服のおさがり会を企画します。
- ・子ども子育て関連のイベントにあわせた実施を検討します。

子ども服おさがり会のイメージ

